

平成 22 年度工場・事業場立入検査結果
(県行政検査)

大気環境科

大気汚染防止法の規定に基づき、ばい煙発生施設設置工場・事業場の立入検査を実施し、硫黄酸化物 3 施設、窒素酸化物 3 施設、ばいじん 4 施設の調査を行ったほ

か、3 事業場の塩化水素を調査したが、排出基準違反はなかった。

県公害防止条例に基づく立入検査については、2 工場の塩素及び硫化水素を調査したが、排出基準違反はなかった。

また、大気汚染防止法の改正に伴う VOC 排出施設設置工場・事業場の立入検査については、3 事業場を調査したが、いずれも排出基準違反はなかった。

平成 22 年度工場・事業場立入検査結果

法・条例の区分 項 目	大 気 汚 染 防 止 法				県公害防止条例	
	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	塩 素	硫化水素
調査工場数(件数)	3(3)	3(3)	4(4)	3(3)	1(1)	1(2)